

導入まであ
とわずか!

H30 年度(第2次補正分)消費税軽減税率対策窓口相談等事業
高知県中小企業団体中央会、高知県商店街振興組合連合会共催

参加無料

すべての事業者に関連し、対応が必要です!

複数税率への会計処理等の対応はお済ですか?

令和元年10月1日から消費税が10%に増税されると同時に、「消費税軽減税率制度」が導入され、食料品や新聞などが軽減税率(複数税率)の対象品目となり、税率は8%のまま据え置かれることとなっています。

当制度が導入されると、複数税率に対応した経理事務を行わなければならない、経理事務が煩雑になります。

そこで本セミナーでは、軽減税率制度の概要、軽減税率制度実施に伴う会計処理をはじめ、レジ補助金など軽減税率への対応策について解説いたします。

お繰り合わせのうえ、是非ご参加下さい!

日時 令和元年7月10日(水) 14:00~16:30

場所 「サンピアセリーズ 2階 コーラル」 高知市高須砂地 155 番地

セミナー内容

(1) 消費税の軽減税率制度実施に伴う留意点について

【講師】 川越税理士事務所 所長 川越宏一 氏

(2) 軽減税率対策補助金について

【講師】 中村州男 氏 (高知県生産性向上推進アドバイザー)

(3) 個別相談対応(※先着5名程度)

◆対象及び定員 本会会員組合役職員及び組合員企業 40 名程度

◆申込み 7月8日(月)までに下記申込書に記入の上、本会まで FAX
もしくはメールでお申込み下さい。

..... <切り取らずそのままFAXして下さい。 >

参加申込書

組合名				
参加者氏名				
連絡先	TEL		FAX	
	希望	有 ・ 無	希望講師	川越氏 ・ 中村氏
個別相談	相談内容			

(申込先)

高知県中小企業団体中央会

連携推進部：小澤・清水

TEL 088-845-8870

FAX 088-845-2434

メール：ozawa@kbiz.or.jp

ご記入いただきました個人情報は、ご受講される方への連絡等、本セミナーの実施について活用いたします。